

講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！

自立支援教育訓練給付金

対象者

すべてに該当する方

- 八王子市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親
- 講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- 母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- 高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）の貸付を受けていない方

スキルアップ
したい



対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

一般教育訓練講座

特定一般教育訓練講座 ※

専門実践教育訓練講座 ※

(※専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

対象講座
の検索サイト



教育訓練
給付制度



自立支援プログラム策定

生活や就労状況から、今後のプランや必要なスキルを確認し、利用できる制度を案内します。現在とスキルアップ後の生活を視覚化した計画（自立支援プログラム策定）を作成しサポートしていきます。

支給金額（教育訓練経費（入学金・受講料等））

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合	
一般教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給後	60% から 雇用保険 支給割合 を除く	20万円
特定一般教育訓練講座		60%			20万円
専門実践教育訓練講座	・受講修了後 または ・受講中 (半年ごとの支給)	60%		85% (★) から 雇用保険 支給割合 を除く	①
	追加 修了後資格取得し、 1年以内に 就職等した場合	25% 追加支給	②		

(★) 専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。

※自立支援教育訓練給付金の支給額が12,000円以下の場合には支給対象外です。

予約・お問い合わせはこちら

予約を取り、事前相談を受けてください。対象資格・受給要件の審査があります。

八王子市子ども家庭部子育て支援課 ひとり親支援担当

TEL : 042-620-7362

(受付時間 月～金曜日(祝・休日除く) 8:30～17:00)

FAX : 042-621-2711

八王子市自立支援教育訓練給付金等支援事業 令和6年(2024年)10月

詳しい内容は
こちらから→

